

奈良工業高等専門学校防犯ビデオカメラ運用内規

平成17年11月22日制定

平成23年 2月10日改正

(利用目的)

第1条 防犯ビデオカメラの設置、運用は、校内への不審者の侵入監視、盗難防止等学生に対する安全性の向上を目的とする。

(管理責任者)

第2条 防犯カメラの管理及び運用の総括責任者として防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という）を置き、校長をもって充てる。

2 防犯カメラ取扱いの責任者として防犯カメラ取扱い責任者（以下「取扱い責任者」という）を置き、学生課長をもって充てる。

(記録画像の閲覧)

第3条 日常的な状況確認のための画像閲覧は取扱い責任者の要請により、学生委員会または寮務委員会（以下「関係委員会」という）が行うものとし、その記録画像の管理及び運用に関する事務は学生課において処理する。

2 本校教職員の閲覧は、管理責任者が必要と認めた場合に限り許可をする。

(録画)

第4条 一定期間の撮り流しとし、一定期間を超えて画像は保存しないこととする。ただし、重要かつ緊急な事件等が発生し、関係委員会で協議し、必要と認められた場合、取扱い責任者は録画方法を変更することができる。

(第三者へのデータ提供)

第5条 画像データの公開はしない。ただし、重要かつ緊急な事件等が発生し、第三者から画像データの提供が求められた場合、管理責任者は関係委員会に諮ったうえで、法令に基づく場合等やむを得ないと認められる場合には提供可能とする。

(遵守事項)

第6条 第3条に規定する記録画像の閲覧者、管理運用者及び運営会議の関係者は、その知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

附 則

この内規は平成17年11月22日から施行する。

附 則

この内規は平成23年2月10日から施行する。